
第 1 回泉南市教育問題審議会 会議録

【日時】 平成 18 年 7 月 12 日（水） 午後 3 時～ 4 時 30 分

【場所】 泉南市立埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

【出席者】（委員）18 名中 16 名出席 2 名欠席
（事務局）17 名出席

【傍聴者】 7 名

【議事日程】

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状交付
4. 教育委員長挨拶
5. 審議会委員紹介
6. 教育委員会事務局紹介
7. 配布資料確認
8. 役員選出（会長・副会長）
9. 会長・副会長挨拶
10. 諮問文手交
11. 会議の公開について
12. 議事閉会
 - （1）これまでの経過
 - ・ 審議会答申について
 - ・ 部落差別事象について
 - （2）諮問文説明書について
 - （3）次回審議会について
13. 閉会

第1回 教育問題審議会 会議録

日時： 平成18年7月12日(水)

午後3時～4時半

場所： 泉南市立埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

教育総務部長 皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、教育問題審議会にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

ただいまから、第1回目の会議を開催させていただきます。

会長選出まで進行役をさせていただきます。

それでは、初めに泉南市長よりごあいさつがありますので、よろしく願いいたします。

市長 皆さん、こんにちは。第1回の泉南市教育問題審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、本審議会の発足に当たりまして、公私とも何かと御多用にもかかわりませず皆様方には委員就任をお願いをいたしましたところ、快くお引き受けをいただきまして、まことにありがとうございました。この場を借りまして厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、本市の教育委員会におきましては、平成16年4月に、山積する教育問題を解決し、泉南市における教育改革を推進するために、教育問題審議会に「これからの泉南市の教育のあり方について」と題しまして諮問をし、平成18年3月答申にまとめていただきました。

ただ、学校教育部会におきましては、この中の校区再編にかかわって、あってはならない部落差別事象が生起をいたしました。二度とこうした部落差別事象が生起しないように、本市を挙げて啓発等に取り組んでいるところでございます。

校区再編につきましては、住民の意見を聞き調整する時間的な余裕を結果として失しまして、具体案として取りまとめに至らず、再度、本審議会において御審議をいただくということになりました。

委員の皆様方におかれましてはこうした経緯を踏まえ、学校規模適正化についての具体案の審議をお願いをいたしますが、泉南市の未来を担う子どもたちの最善の利益を最優先にした御議論をいただきますように、そして答申にまとめていただきますようお願い

を申し上げまして開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく
お願い申し上げます。

教育総務部長 どうもありがとうございました。

なお、市長は公務のため退席いたしますので、その点よろしく願います。

それでは、引き続きまして、委嘱状の交付を行わせていただきます。

本来ならば、教育委員長より教育問題審議会の審議委員さんをお引き受けいただきました
皆様方にお1人ずつ委嘱状を交付させていただくのですが、何分時間が限られて
おります。きょうは代表いたしましてお1人だけ交付させていただき、ほかの皆様方
におかれましてはあらかじめ机の上に委嘱状を置かせてもらっております。御了承いた
だきたいと思います。

では、代表として中学校PTA代表のL委員にお願いしたいと思います。どうぞ、L
委員、前の方でお願いします。

(委嘱状交付)

教育総務部長 どうもありがとうございました。

では、ここで教育委員長からごあいさつを申し上げますので、よろしく願います。

教育委員長 皆様、こんにちは。

本日、泉南市教育問題審議会の第1回の会合に非常にお忙しいところお集まりいた
だき、まことにありがとうございます。

いよいよ、この教育問題審議会もスタートするわけですが、全部で18名の委員の皆
様から構成されております。

学識経験者の方、市議員の方、それから区長会、区長連絡協議会、青少年指導協
議会、幼稚園・小学校・中学校のPTA、それから幼稚園園長会、小中の校長会から選
んでおりますし、それから市民の公募の方も選んでおりますが、快く引き受けていただき
ましてどうもありがとうございます。

このように、幅広く選んでおります理由は、この問題は非常に大きな見地から検討し
ていかなければならない問題だと思えます。

そして、この市におけるこの問題は、ほかの地区からも注目されているところであり
ますので、よろしく御審議していただきたいと思えます。

諮問します問題は後ほどお渡しするわけなんですけれども、この18年3月、この間、

答申していただきました「これからの泉南市の教育のあり方について」ということを踏まえまして、今回は、学校規模適正化に向けての全市的な校区再編の具体案についてということで検討していただくこととなります。

先ほど、市長もおっしゃいましたように、差別事象が発生いたしました。これも念頭に置きまして、これからの泉南市の子どもたちのあり方といったようなところからも検討していただかなければなりませんし、それから少子化という問題、それから学校の規模のマンモス化、あるいは、逆に非常に小さくなってきているという問題、そのあたり。それから、子どもたちの安全な通学といったようなところ辺りからも検討していただきたいと思っております。

皆さん、今後非常に大変でございますけれども、この問題について十分に審議をしていただきまして、非常にいい諮問案のお返事をお待ちしております。

根気強く、そして高い見地の方から英知を集めて審議をしていただきたいと思っております。

これから、大変でございますが、どうぞ皆様よろしくお願ひしたいと思っております。

泉南市の教育委員会を代表いたしましてあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

教育総務部長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで、今回審議委員になられました皆様方の御紹介に移りたいと思っております。時間の関係もございいますので、順番に所属とお名前だけで結構ですので自己紹介という形で進んでいきたいと思っております。

(委員自己紹介 掲載省略)

教育総務部長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、本審議会の事務局であります教育委員会事務局職員の紹介をいたしたいと思っております。

(事務局自己紹介 掲載省略)

教育総務部長 どうもありがとうございました。

それでは、お配りの資料の中に、資料3といたしまして当教育問題審議会の審議委員

さんの名簿、そして、資料5といたしまして、泉南市教育会館推進本部組織表ということで今回の関係職員の名簿を入れておりますので、また御参照いただきたいと思います。

ここで資料を確認させていただきたいと思います。

配付資料の議事日程の次に、第1回教育問題審議会配付資料一覧ということでお渡ししていると思いますけれども、これにつきましては、事前に配付している資料と、きょう、机の上に置かせていただいております当日配布の資料と2つございますので、その辺、この資料の一覧表と見比べて、足らぬ資料等がございましたら、また後ほど言っていただきたら御用意させていただきたいと思います。

それでは、ここで当審議会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。

教育問題審議会条例第5条にのっとり、会長、副会長は委員の中から互選により選出方法をと定められておりますので、選出に当たっていかがさせていただきますでしょうか。

P委員 会長、副会長の選出に当たりまして、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

一応、こういう重いテーマの内容で進めていくということで、議事進行等には専門的な知識をお持ちの方が望ましいかというふうに思いますので、きょう、どなたが望ましいかというところは私わかりませんので、事務局の方に一任したいと思いますが、いかがでしょうか。

教育総務部長 事務局一任という声がありましたので、ここで、それでは事務局の方の考えを申し上げて賛同いただきたいと思います。

それでは、お名前を申し上げます。

当審議会の会長には、学識経験者でいらっしゃいますA委員様、また副会長には、同じく学識経験者のB委員様をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

教育総務部長 ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

それでは、会長、副会長、お席を前に設けておりますので、御移動いただきますようお願いいたします。

(会長・副会長席に移動)

教育総務部長 それでは、ただいまご承認いただきました会長、副会長に一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

会長

先ほど教育委員長からございましたように、本審議会は学校の規模の適正化、校区の問題ということが中心的なテーマになると伺っております。

古いところで言いますと、差別越境問題、また新しいところでは、校区自由化問題ということで大変教育上の課題でも焦点になり、あるいは議論の多々あるところでございます。

極めて重く、かつ重要な課題の審議会の大役を引き受けまして、身の引き締まる思いでごあいさつさせていただいております。

私個人は大変非力でございますので、各委員の皆様方の温かい御協力と、またお知恵を出していただきまして、本審議会がその目的を達成するように頑張っていきたいと思えます。

是非とも御協力、よろしく願いをいたします。

どうもありがとうございました。

副会長

私は大阪弁護士会、あるいはまた、日本弁護士連合会人権保護委員をもう随分長いことやっております。

今回の、後ほど諮問をされるであろうこの諮問事項は、全市的な校区再編の具体案ということになっております。これを会長を補佐して御審議させていただくわけですが、すけれども、特に、きょう資料として3月31日付の答申、特に第3章になるんでしょうが、その中にも原則的な立場性というものが御審議の中で示されております。

特に、教育理念を尊重する、財政とのバランスが取れた適正化、将来における適正化措置を見通した方法の選択、私は特に、次の、子どもの最善の利益を優先する適正化、これはすべての教育問題の根元的な基礎になるわけでありまして、子どもの学習権、あるいはまた、子どもの最善の利益というのをどういうふうに考えたらいいか、やっぱり何か難しい問題が出たとき、そこに立ち戻るということが一番重要だろうと。同時に、人権を尊重する適正化ということも4番目に書かれておられます。

最後に、中学校区の教育コミュニティづくりの基盤の整備の適正化と、こうありますが、私はこの中の、先ほど申し上げました子どもの最善の利益、それから人権の尊重するまちづくりの中の校区再編の問題と、こういう視点で今後とも審議にかかわっていきたい

と思います。

特に今回は、今般生起した部落差別事象というものを十分に踏まえて、今申し上げたこの理念、原則というところの関係でどのように御審議に加わったらいいのかということ、私なりの最善の努力をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

教育総務部長 どうもありがとうございました。

では、ここで泉南市教育委員会から当審議会に諮問をさせていただきます。

教育委員長から朗読の上、会長にお渡しのほどお願ひいたします。

なお、諮問についての詳細な内容説明につきましては後ほどさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、前の方で受け取りたいと思ひます。

教育委員長 泉南市教育問題審議会会長様

これからの泉南市の教育のあり方について

～学校規模適正化について～（諮問）

次に掲げる事項について、貴審議会に諮問します。

（諮問事項）

平成18年3月教育問題審議会答申に示された教育の基本理念と新たな施策の展開を実現するため、学校規模適正化に向けて全市的な校区再編の具体案について

平成18年7月12日

泉南市教育委員会

教育委員長

どうぞよろしくお願ひいたします。

教育総務部長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで教育委員長は退席いただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これからの進行を会長さんにお願ひいたしますが、その前に会議の公開について御説明させていただきます。

教育問題審議会条例施行規則第4条に、審議会及び専門部会は公開するものとする場合がございます。

また、必要があると認めるときは出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができとなっております。

そういうことで、この審議会については原則公開とさせていただきますが、傍聴の希

望者が一定の人数を超える場合、消防法等によりまして人数制限をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この時間以降、傍聴の方に入つていただくようにしたいと思ひます。

それでは、これから議事に入つてまいりたいと思ひますので、会長よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、もう座つたままで議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

傍聴者の方、入つてもらつてください。

(傍聴者入場)

会長 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思ひます。

最初に、本日の議事日程の12番目に議事の事項が書いてございますが、その1番目、これまでの経過と、その2番目、諮問書説明までを一括して議事を進めたいと思ひます。

その後、御質問、御意見をいただくことにしたいと思ひます。

では、まず最初に3月31日にいただきました教育問題審議会答申につきまして、事務局から御報告をお願ひをしたいと思ひます。

学務課長 失礼いたします。

私の方から、教育問題審議会の答申について御報告申し上げたいと思ひます。

お手元にお配りしておりますこのピンクの色の冊子、これからの泉南市の教育のあり方について(答申)をごらんいただきたいと思ひます。

一つあけていただきますと、これからの泉南市の教育のあり方について(答申)となっておりますが、もう1枚あけていただきますと、緑色の表紙で、この答申の構成がございます。第4章に参考資料ということでつけておりますが、この中に諮問の内容がございます。

複雑多様化する社会情勢の中で教育を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。このような状況のもと、今後の本市教育行政推進の基本となる泉南市教育改革プランを策定すべく、平成16年4月教育問題審議会に、これからの泉南市の教育のあり方について諮問を行いました。

諮問事項は泉南市における教育の基本理念と次の3つの分野における現況と課題、新たな施策展開についてということで、就学前教育の分野に関しては新しい時代に対応した幼児教育のあり方について、学校教育の分野に関しては本市における今後の学校教育のあ

り方について、そして、地域家庭教育の分野に関しては地域における子どもの健やかな成長支援のあり方についてというものであります。

このように、今後の泉南市の教育全般について諮問を行ったのであります。

審議会では、16回の就学前教育部会、16回の学校教育部会、そして15回の地域家庭教育部会と、これら3つの専門部会の審議をもとに8回の審議会で慎重に審議を重ねていただきまして、平成18年3月31日にこの答申をいただいたのであります。

この答申の内容は3つの分野にまたがっておりますが、ここでは今回の教育問題審議会と関係の深い、第2章の学校教育部会の答申につきまして報告させていただきます。

第2章をちょっとごらんいただきたいと思います。その1ページの初めにもございますように、学校教育部会答申は諮問の中の本市における今後の学校教育のあり方についてに対する答申でございます。

諮問では、学校教育を生涯学習の基礎と位置づけ、いじめ、不登校など早急に解決を図るべき課題が多発していることに加え、国際化、情報化など社会の変化という状況の中で学校教育が人間形成の重要な役割を果たすために何が必要かを、(1)開かれた学校づくりについて、(2)学校規模の適正化と施設設備の整備について、(3)学ぶ喜びをはぐくむ学校づくりについて、という3つの領域で答申を求めておりました。

また、なお残る部落差別を初めとする差別事象について、すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重される社会をつくるため、その基礎となる教育の果たす役割は重要であるとして、学校教育における人権教育のあり方についても課題提起させていただいておりました。

学校教育部会の答申では、これらの諮問に対して学校教育の設置目的に即して、まず、学ぶ喜びをはぐくむ学校づくりの領域において学校教育の理念を確認し、次いで、開かれた学校づくりについてという学校教育をめぐるコミュニティづくりの課題を提示し、これらの理念と課題を前提として学校規模の適正化と施設設備の整備について答申していただいております。

さらに、審議会開催中、連続的に発生した部落差別事象は、学校規模の適正化についての審議にかかわって発生したものであり、この差別事象に関しても言及されております。

このような差別行為に強く抗議する一方、これらの差別事象は審議会の運営経過の中で発生したものであり、審議会はこれらの差別事象に対して重い責任を有しており、今回の差別事象において人権を侵害された同和地区住民の皆さんに深くおわび申し上げなけれ

ばならないと述べられております。

偏見に基づいて差別するという行為は、よりよいまちづくり、学校づくりに向けた住民間の連携を損なう大きな足かせとなる重要な問題であり、これまでの泉南市における同和行政、人権行政のあり方、また学校における同和教育、人権教育のあり方など、市長部局及び教育委員会を含め総合的な見直しが必要であること。

また、差別事象の克服においては、教育とまちづくりの一体性がより強く求められており、今後、泉南市において総合的なまちづくりの施策と行動が望まれるとされ、この答申が泉南市の豊かな教育コミュニティづくりの契機となることを期待していると述べられております。

それでは、4ページ、答申の1点目の柱であります「学ぶ喜びをはぐくむ学校づくり」について御説明申し上げます。

この項は、非常に多様な内容が含まれておりますので、4つの項目に分けて答申していただいております。それぞれの項目では、まず現状を認識して、その中の課題を解決するための具体的課題について言及するというふうな形が取られております。

そのうちの1点目、「世界と自分の未来を拓く学力の向上」のところですが、現状といたしまして、社会状況や経済状況の変化により、社会全体の階層間格差の拡大が指摘されていること。公教育はすべての子どもたちに成人後の社会参加のための基礎学力を保障しなければならないが、物質的な豊かさの中で目先の娯楽と消費に埋没し、主体的な人生展望を見失いがちで、全般的な学習意欲と学力の低下が進行して、近年の経済や就労事情の悪化の中、家庭背景による学力格差が拡大している。

このような状況の中で、学校教育に不安や不信感を抱く家庭や保護者の信頼を得るためには、教育委員会や学校、個々の教職員が学力を初めとする学校教育活動に関し、十分に説明責任を果たし、学校、地域、家庭の三者連携を目指すすこやかネットの仕組みを活性化させ、保護者、市民との対話と信頼関係を醸成することが課題となっているというふうな分析をしております。

具体的課題では、すべての子どもの基礎学力を保障する安心できる学校づくりを前提とした上でより高い、より個性的な能力の育成を目指す魅力ある学校づくりに取り組むこと。

また、恒常的な学力、生活実態の把握により学力動向について経年変化を分析し、学力向上施策を継続的に刷新すること。

学校としてのチーム力の向上のところでは、管理職のリーダーシップとマネジメント能力を高め、学校をリードする人材を育成することなどが述べられております。

続きまして、6ページの2点目、0歳から18歳の育ちを支える一体的な学校教育環境づくりのところでは、現状といたしまして、0歳から18歳の子どもの育ちにかかわる教育関連機関は行政権限や所管が異なっているため、それぞれの立場で摩擦を生んだり、施策や教育実践を行う上で重複や欠落を生む場合があり、子どもに不利益をもたらすこと。

また、幼・小・中・高校は、それぞれ校種間の摩擦や断絶が生じやすく、校種間の連続性を高める必要があることなどが述べられております。

具体的課題では、学力保障のための校種間連携、すこやかネットを活用した子どもの包括的な理解の促進、幼少期からのキャリア教育の充実と地域連携や、また、中学校卒業後、地域で生活をする15歳から18歳の子どもたちの支援のための15 - 18サポートの構築が述べられております。

さらに、学校図書館改革の推進では、学校図書館と市民図書館の蔵書の一体的な管理と、学校図書館の市民開放を行いながら学社融合を推進することなどが述べられております。

続きまして、8ページの3点目として、時代の変化にのめられない豊かな人間性と社会性の育成につきましては、現状として、戦争や紛争、地球温暖化や廃棄物問題、人種や民族に基づく排除、差別、迫害など、人類社会はさまざまな危機に直面していること。こうした人権、平和、環境の問題はグローバル化が進展する中でますます複雑となっていること。

その一方で激しい経済競争はその渦中に置かれている個々人を利己的な判断に陥れ、人権、平和、環境を損なう事態をもたらしていること。

一方、泉南市においては長年にわたって同和人権教育、平和・環境教育に取り組んできたものの、その現状には依然として多くの課題を抱えており、今回の差別事象の生起にかかわり、これら同和教育、人権教育のあり方について抜本的な改善が要求されていること。

さらに、最近ではIT化の急激な進行に伴い、ITを使いこなす知識やスキルの育成とともに、インターネットによるデマや誹謗中傷などの弊害から子どもを守るための教育も必要となっていること。

学校における人権、平和、環境など人間的価値観に関する教育は、市民、行政による

まちづくりの課題と一体的に進められなければならないことなどが述べられております。

具体的課題では、人権、平和、環境を守る市民の育成、グローバル化の中で主体的に生きる市民の育成、情報課に対応した能力の育成、人権教育の改善、学校における豊かな人間関係づくり、集団づくりの充実が述べられております。

続きまして、12ページには4点目といたしまして、健康な生活を維持できる能力の育成と環境づくりについて述べられております。

現状としまして、子どもたちの基本的生活習慣は生活の利便性の中でかえって乱れる傾向にあり、これが子どもたちの健康な生活を脅かす最大の問題となっていること。遅い就寝時間や睡眠時間の不足、不規則かつ偏った食生活などは遅刻、欠席の増加や学習意欲や学力の低下にも結びついていること。

学校では、こうした状況を改善するためにさまざまな実践が行われていますが、食育、健康、基本的生活習慣の確立に関しまして学校と家庭との協働が進められなければならないこと。

また、たばこなどの有害なものから子どもを守る取り組みとして、教育施設の完全禁煙の取り組みが求められていることなどが述べられております。

具体的課題では、基本的生活習慣の確立、自立能力の育成、子どもの登校意欲、学習意欲を高める工夫、たばこの害から子どもを守る体制の整備、食育について述べられております。

続きまして、14ページ、答申の2本目の柱でございます。開かれた学校づくりについて御説明申し上げます。

現状として、施設開放の面、家庭、地域、市民との協働の面、学社融合の面、まちづくりと学校づくりの一体化の面という4つの側面から、泉南市の開かれた学校の状況を分析し評価すると、教育行政側の主体的な学校開放のポリシーが十分ではなく、これを積極的に推進しようとする一部の熱心な市民の活動に支えられているのが現状であると述べられております。

一方、子どもたちの登下校の安全を見守る子ども安全パトロール員の活動や、地産地消の観点から、食を通じて地域の人とつながる取り組みなど、新しい動きも見られると述べられております。

具体的課題では、教育コミュニティの育成と発展として、PTAやすこやかネットなど、教育ネットワークのシステム整備などが述べられております。

学校の閉鎖性の克服や学校を見守る人の目をふやすことにより人間関係によるセキュリティ効果をねらう、子どもの安全と両立する学校開放。人権が尊重されたまちづくりと学校づくりの協働。地域の特色を生かす学校づくりが述べられております。

以上、報告いたしました学ぶ喜びをはぐくむ学校づくりと開かれた学校づくりで述べられましたことを理念として、18ページからは答申の3点目の柱であります学校規模の適正化と施設設備の整備について述べられております。

そのうちの1点目が、今回の教育問題審議会と関係の深い学校規模の適正化についてであります。この項につきましては、この後の諮問内容の説明の中で答申に沿って具体的に説明させていただきますのでここでは省略させていただきます。

最後に、24ページをごらんいただきたいと思います。2点目の施設設備の整備について述べられております。

現状といたしまして、泉南市の学校施設は老朽化が進んでいるところもあり、財政状況の悪化によって改善が後手に回っている状況にあること。また、新しい教育課題や教育方法に対応した設備の改善に十分に手が回っていないこと。さらにセキュリティ等の面でも対応すべき問題が残されていること。限られた財政の中で、これらの課題について明確な理念のもとに計画的な整備が求められていることなどが述べられております。

具体的課題といたしまして、安全な学校づくりに向けた耐震本診断の早期実施では、既に実施されております耐震予備診断において改修計画の必要性が提案されており、これに基づいて早急に本診断を実施し、安全な学校づくりのために改修計画を立案すること。

特に、西信達小学校・中学校の両校は耐震予備診断において劣化が報告されており、大規模改修が必要であることから、中学校区の特色を生かす西信達小・中学校の小中一貫校の可能性にも言及されております。

持続可能な社会づくりの観点からの施設設備政策では、これまでの使い捨て型の校舎建築思想から地球環境に優しい持続可能な社会づくりの視点からの整備計画が重要であると述べられております。

安定した教育財政基盤をつくる施設設備配置では、長期的な教育財政の見直しのもとで安定した教育財政基盤づくりに寄与する施設設備計画が求められると述べられております。

そのほか、ユニバーサル化の観点からの施設設備、少人数教育に対応する施設設備、新しいメディア教育に対応する施設設備、セキュリティの強化、オープンスクールなど

についても言及されており、最後には、学校規模適正化の措置により生じる通学距離や通学上の安全の問題に対して適正な通学距離と通学上の安全を確保するためのシステム整備が必要であるというふうに述べられております。

以上が、この3月にいただきました教育問題審議会答申についての報告でございます。
会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、前審議会の学校教育部会での校区再編案を契機としまして生じた、部落差別事象につきましての報告を事務局の方からお願いをしたいと思います。

人権教育課長 失礼いたします。

校区再編にかかる部落差別事象についてということで簡単に説明をさせていただきます。

平成16年度から開催されました教育問題審議会、学校教育部会におきまして、学校規模適正化に向けた校区再編について具体案を検討している中で、一部住民から反対意見が出され、それを契機に、これにかかわる部落差別事象が発生いたしました。

時系列で申し上げますと、まず平成17年2月7日、第11回学校教育部会において小学校区再編にかかる中間報告案が提案され、続いて2月21日、第4回教育問題審議会、3月4日、第5回教育問題審議会において審議されました。その後、平成17年3月14日に教育委員会に校区に関する匿名の電話が入りました。内容といたしましては「A小学校区の一部がB小学校に変わるというのは本当ですか。反対の声が多いん違いますか。

は同和地区でしょう。そんなの、みんな絶対反対しますよ」同和地区にあるB小学校に変わるのには反対ということで、同和地区を忌避し部落差別を肯定するものでありました。

その後、平成17年3月28日、第12回学校教育部会において、傍聴者よりメモが提出されました。その一例として「A小学校区ということで住居を決めたのであって、B小学校であれば決めていませんでした。このような案が出ていることに対して深い怒りでいっぱいです」同和地区に対する忌避意識や同一視されたくないという思いからB小学校なら決めていないとなり、そのことで部落差別を正当化しようとしているというものでございました。

また「人権・差別をいわれておりますが、これは非常に根の深い問題であり、話し合いでどうこうなるものではないのは教育者、審議会に出席されている方々が一番痛感しておられると思うのです。我々よりもよく理解している方々がこんな考えでは住民の理解を得られるものではなく、反発しか生まないのです。これは平行線で交わることがない」と

いう内容でございました。

同和問題、人権問題に関する啓発や教育を否定し、差別の固定化を容認している。また、差別はなくなると差別を肯定し差別意識を正当化しているものでございました。

その後、平成17年4月25日、第13回学校教育部会において嘆願書が提出されました。嘆願書の中に意見欄があり、次のような意見が書かれていました。

「土地の価格が下がるので、絶対に反対です。A小学校区で変更がないということで家を購入した。財産の価値の問題もあり、信じられないことで、だれに訴えたらよいのか」

不当な差別により同和地区の地価は低く抑えられてきたということを受けて、校区が同じになれば同和地区と同じようにみなされ、資産価値が低下すると考え、みずからの差別意識の正当化、差別の固定化を図ろうとしたものであったということでございます。

また「B小になるとなったら、私たちは私学入学を考えます」同和地区を含む校区の学校への通学を拒否し、私学入学を考えることで同和地区とのかかわりを避けたいとの考えで出されたというふうに思われます。

本来、子どもたちの人権が保障されるべき審議会にかかわってこのような差別事象が生じたことはまことに残念であります。

今回の差別事象は同和地区に対する差別意識だけでなく、同和地区及び同和地区を有する校区に対する忌避意識であり、同和地区の土地価格が周辺地域と比較して低く評価されるという土地差別の問題でもあります。

土地建物取引業者に関する人権調査によると、土地建物の取引に関して業界では依然として同和地区に対する偏見が根強く存在し、そうした実態が市民の間に根強く残る差別意識や忌避意識を助長する結果を招き、その矛先が同和地区住民に向けられたことにより、今回の差別事象につながったといえます。

会長 ありがとうございます。

質問、意見は最後に一括をしてということで、次の議事事項についても、先に説明をお願いしたいと思います。

先ほど、教育委員長から諮問事項をいただきましたが、これについて詳しく説明をいただきたいと思いますので、事務局の方から御説明をお願いします。

教育指導部長

皆様方のお手元に、先ほどの諮問文が配られていると思います。

その諮問文を1枚めくっていただきますと、諮問文説明書ということで文章が次ペー

ジ目から続いておると思います。

初めてでありますので、読むことによりまして諮問文の説明とさせていただきます。

(諮問理由)

本市では、平成 16 年 4 月より「これからの泉南市の教育のあり方について」を教育問題審議会に諮問を行い、就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会の 3 部会に分かれて、幼稚園、学校、地域家庭の今後のあり方について話し合いを重ね、平成 18 年 3 月に答申をいただきました。

しかし、学校教育部会における「学校規模適正化」に向けての校区の再編については、具体案を作成するには至りませんでした。

その経緯について、教育問題審議会学校教育部会答申には、以下のとおり述べられています。

「【学校規模適正化の具体的課題】

適正化の原則を踏まえ、審議会は、多くの時間を費やして学校規模適正化の具体的方策を検討してきた。残念ながら、当審議会の中間報告において示した具体案に対して一部住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これにかかわる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失する結果となった。その調整は、平成 18 年度に改めて教育問題審議会を設置して議論される予定である。平成 18 年審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生起した部落差別事象を踏まえ、本答申における以下の【方策】を基本として、詳細の調整を行うものとする。」

上記の文言に基づき、答申に示された教育の基本理念と新たな施策の展開を実現するための「学校規模の適正化」の具体案について、教育問題審議会に諮問を行うものであります。

(諮問事項説明)

1 . 答申における確認事項を踏まえて

(1) 学校規模の適否の状況

平成 18 年 3 月「これからの泉南市の教育のあり方について(答申)」において、学校規模適正化に向けて確認されたことを示しておきたい。

まず、答申は、近年の急速な少子化や、市内の宅地開発の粗密の差異によって校区ごとの児童・生徒の人数に不均衡が生じている現状を示した後、不均衡の程度、将来における泉南市の教育に及ぼす影響を診断した結果、不均衡是正が必要と判断している。

そのとき、不均衡是正に向けて、適正な学校規模のガイドライン（適正化の根拠）となるのが以下の2点である。

「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、土地の状況その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」（学校教育法施行規則第17条、中学校は第55条で準用）

「小学校は少なくとも1学年各2学級（12学級）、中学校においては同様に1学年各4学級（12学級）程度の規模が望ましい」（平成10年5月21日大阪府学校教育審議会第2分科会答申）

（2）適正化の対象認定

次に適正化の対象認定として以下の～の3点をあげている。～に関しては、課題とそれに対しての方針が述べられており、その後、それに照らした場合の具体的方向性が示されている。～に示された方向性を実現する際に、配慮する点として、～が示されている。

大規模校の是正

【課題】・教育活動の適切な運営に大きな支障（教室不足、特別教室不足・利用頻度低下、校庭過密）

・人間関係の希薄化（顔や名前も知らない）

【方針】・普通学級が25学級を越える学校については速やかに適正化の措置を講じる

・19学級以上24学級以下の学校については総合的な政策により18学級以下にする

【この基準に照らした場合】

直ちに是正 樽井小27学級（平成18年度947名、学級数27学級）

対 象 信達小24学級

小規模校の是正

【課題】・子ども一人当たりの公費支出の不均衡拡大

・人間関係の固定化により、いじめなどの人間関係の問題に対応しにくい構造

・クラス活動やクラブ活動などの集団活動の選択肢の限定

・小集団指導や選択科目など、一人ひとりの個性と学力を伸ばす教育方法の実施困難

・担任数の減少による教員一人当たりの業務負担の拡大

【方針】・6学級未満の学校については速やかに是正措置をとる

・6学級以上11学級以下の学校については総合的な政策により12学級以上にする

【この基準に照らした場合】

早急な是正 東小（児童数46人、5学級）

政策的な努力 鳴滝一小6学級（児童数増見込みなし）、雄信小・新家東小（12学級見通しなし）

今後注視 鳴滝二小8学級（平成21年12学級確保になる見込み）

条件づくり 西信達小、西信達中（将来人口減少により単学級学年存在の可能性）

適正な通学距離と通学上の安全の確保

適正化に伴う、適正な通学距離と通学上の安全確保のための通学バス整備・コミュニティバス活用

（3）学校規模適正化のための原則

続いて、学校規模適正化の具体案を示すに当たっての原則を以下の5点において確認している。

教育理念を尊重し、財政とのバランスがとれた適正化（本審議会の教育理念促進と財政動向との調和）

将来における適正化措置を見通した方法の選択（将来を困難にさせない適正化）

子どもの最善の利益を優先する適正化（大人ではなく子どもの利益優先）

人権を尊重する適正化（部落差別を初めとする差別意識の解消を視野に）

中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化

（4）学校規模適正化の具体的課題

上記で確認された原則に従って、以下の具体的な【方策】が示されている。

【方策】

樽井小過大解消に向けて 1）隣接する鳴滝一小・鳴滝二小・雄信小との間で校区再編

信連小過少解消に向けて 1）隣接する鳴滝二小・東小・一丘小との間で校区再編
2）通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件

東小過少解消に向けて 1）隣接する信連小・砂川小との間で校区再編

- 2) 通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件
 - 3) 特別認定校制度によって他校からの通学を認める
- 鳴滝一小規模是正に向けて 1) 隣接する樽井小・西信連小との間で校区再編
- 雄信小小規模是正に向けて 1) 隣接する樽井小・信連小との間で校区再編
- 2) 通学距離が長くなる場合、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件
- 新家東小小規模是正に向けて 1) 現在の飛び地は据え置き。児童数確保の見込みつき次第、新家小校区に
- 2) さらなる児童減が予測される場合、新家との校区再編

当初は【方策】に続いて【具体案】が示されていたが、「残念ながら、当事議会の間報告において示した具体案に対して一部住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これにかかわる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失する結果となった」（答申より）。そのため、今回新たに立ち上がった審議会の中で【具体案】について審議することになった。

答申では、「平成18年度審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、本答申における以下の【方策】を基本として、詳細の調整を行うものとする。」と明記し、【方策】を示している。

したがって、平成18年度審議会における学校規模適正化の【具体案】の論議は上記の【方策】に基づいて審議されることになる。

以上が昨年度の教育問題審議会で確認された事項である。

本年度の審議会における、学校規模適正化の具体案作成に向けた論議は上記の事項を踏まえて行うものとする。

2. 答申に示された教育理念の実現に向かって

答申は、本市における就学前教育、学校教育、地域家庭教育の現状と課題を明らかにした上で、それに基づき、今後の本市の教育の基本理念を示し、新たな施策の展開について方向性を示したものである。

資料として、この後、後ろにこういった図式化したものがありますので、また見ておいてください。

基本理念を実現するためには、答申で示された課題に真摯に向き合わなければならない。「適正化に当たっては、本教育問題審議会において確認された教育理念がより促進される方向で方法を選択する必要がある」との指摘に見られるように、現在の本市の教育状況を維持するためではなく、答申で示された課題の克服、教育理念の実現のための適正化の具体案はどうあるべきかという視点に立って論議を行う必要がある。

3．部落差別を初めとするあらゆる差別意識の解消を視野に入れて

昨年、審議会開催中の平成17年2月から連続的に、「学校規模の適正化と施設設備の整備」についての審議にかかわって、部落差別事象が生起した。答申の中間報告において人権尊重の精神が盛り込まれていたにもかかわらず、その内容に対して、部落差別意識に基づく反対意見が市民から発せられたのである。

このような市民意識の現状を踏まえて、学校規模適正化に当たっては部落差別を初めとするあらゆる差別意識の解消を視野に入れておくことが極めて重要であることを答申は指摘している。

適正化の審議に当たっては、昨年の部落差別事象に見られるような、地域住民に対する人権侵害を二度と許してはならない。その上に立って、「平成18年度審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生起した部落差別事象を踏まえ、」という答申の文言にのっとり、部落差別事象にあらわれた本市の課題の解決を目的の一つとして論議を進めていく必要がある。

4．すべての子どもの教育上の最善の利益に立った教育理念の実現

最後に、教育とは、未来を担う「子ども」たちのために行うものである。主体はあくまでも「子ども」である。その点において、答申では【学校規模適正化の原則】として「子どもの最善の利益を優先する適正化」と題して、次のように指摘している。

学校規模適正化の方策は、校区の再編など伝統的な地域事情との齟齬や、さまざまな人々の利害を生じさせることとなり、その調整に当たって意見の相違は避けることができない。

本答申は大人の事情や利害ではなく、子どもの教育上の最善の利益に立とうとするものである。わが国が批准している「子どもの権利条約（児童の権利条約）」は、公的であれ、私的であれ、子どもに関するいかなる活動も子どもの最善の利益に基づいて行われなければならないと定めている（第三条）。」

本答申を受けた協議の場においても、それがいかなる形態であれ、また、そこに関与

する者の立場や資格にかかわらず、すべての人間がこの原則に基づいて行動しなければならない。

学校規模適正化の審議に当たっては、上記答申に示された大人の事情や利害ではなく、本市の未来を担うすべての子どもの教育上の最善の利益に立った教育理念実現のための条件整備として、論議を進める必要があるとあります。

以上です。

会長 ありがとうございます。

冒頭に、教育委員長から受けました本審議会の諮問のテーマが、3月の教育問題審議会答申を踏まえて、その中の学校規模適正化に向けての校区再編の具体案について議論をし、取りまとめてくださいということでありました。

そういった意味で、私自身も含めて、前審議会の答申の内容を、特にこの審議会の議論にかかわります部分に焦点を当てて説明をいただきました。

また、議論の中で不幸にして発生をいたしました部落差別事象についても御報告をいただき、最後に審議会答申を踏まえて諮問内容につきましてさらに詳しい審議事項といたしますか、論点についての説明をいただきました。

議事として本日予定をしておりますのは以上の点でございますが、一連の経過並びに答申差別事象、あるいは諮問文の説明につきまして御意見、質問がございましたら、この際ですので積極的に出していただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

副会長 ちょっと先ほどの説明で教えていただいたかったのは、諮問の内容で、前回の方策、上記の方策に基づいて審議されることになるという、ある意味で方策を前提として具体案を審議すると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

私、そういうふうに理解したんですが。

教育指導部長 事務局としましては、答申ではそのようにうたわれているというふうに考えております。

会長 ほか、いかがでしょう。

初めての会合でございますので、少し雰囲気はまだこなれていないので発言しにくいかもしれませんが、御遠慮なく御質問、御意見出していただきたいと思いますが。

N委員 先ほど、部落差別についての一応の経過報告をいただいたんですけども、一つ事務局にちょっとお願いがあるんですけども、この校区再編成をきっかけとして事象

が生起したということですので、その中でちょっとお聞きしているのは、市長見解及び教育委員会見解、審議会見解、そういったもろもろが出されていると思いますので、そういった見解をしかるべき時点できちっと御説明いただきたいと。具体的にそれを示していただきたいと、それが1点です。

というのは、昨年11月1日に差別は絶対に許さない、子どもを差別から守るということで600人近い保護者と先生方の集会を鳴滝第二小学校で実施いたしました。

そういうようなことを現場の方では進めているわけですがけれども、行政において、文化ホールで集会を持たれたということは聞かせていただいていますけれども、その後、何も見えてこないというんですか、何の取り組みも、何をやっているのかなというふうなことが我々の方で聞こえてきたりとか、感じたりしております。

それが、そういう点でどういうふうな取り組みをされているのかということをお聞きしたいのと、それと先日、泉南市のPTAの協議会がありました。

その中で、こういうふうにしてどんな差別事象が起こったんか、事件が起こったんかという質問もありました。

実際、広報とかいろんなところで我々その文章を見させてはいただいていますけれども、そういう底の底までまだこの事実をきちっと把握できていない部分がありますので、再度、その時期を見ていただいてちょっと御説明いただければありがたいと思うんですけれども。

以上です。

会長 ありがとうございます。

今の点につきまして、事務局の方、いかがでしょうか。

教育指導部長 今、N委員さんの方から何点か質問、御意見がございました。

まず、事象が生起した。それに対しまして泉南市、また教育委員会、またさまざまな人権団体等から見解が出されております。

その見解を示していただきたいということではありますが、次回の資料とさせていただきますと考えております。

それから、次に11月1日に鳴滝第二小学校で保護者、また教職員等による集会が持たれたと。これは差別を許さない、二度と生起させないということで集会が持たれたと聞いております。また、保護者からも多様な意見が出たということも聞いております。

そういった中で、行政の方もその後、11月7日、文化ホールにおきまして市民集会

を開いております。

この集会にも多くの、泉南市の職員も参加したんですが、文化ホールが満席となるぐらいたくさんの方が集まっていただきました。

その後、何もちょっと行政の方ではそこまでやったんやけれどもその後、具体的に何してるのやと、そういうことだと思えるんですけども、このことにつきましても、次回、具体的にその後の取り組みということで示させていただきたいと思いますし、また、今後どのように取り組んでいきたいかという基本的な考え方も示したいと考えております。

それから、3点目にPTA協議会におきましてもこの事象について意見が出たと。また、PTA協議会におきましても委員さんから審議会答申の内容及び差別事象の内容について私たちは聞いていない、また説明してほしいという声も挙がってありました、その席で。

そういうこともありまして、7月26日に市のPTA協議会におきまして役員さんや校長先生方を対象としまして研修会を持ちたいと考えております。

中身は、今言いましたように審議会答申の内容、また今般、それを契機として生じました部落差別事象についての具体的な説明ということになると考えております。

そういったことで、PTAにおきましても積極的な啓発活動に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

会長 ありがとうございます。

ほか、御意見、御質問いかがでしょうか。

D委員 この審議会の審議に入る前に新しい、立派な会長さん、副会長さんが誕生しましたんで、運営に当たって一言お願いをしておきたいんですけども、特にこの校区問題というのは対象にされる地域の保護者にとっては大変大きな問題なんです。

私は実は教育委員会が把握されておるかどうかわかりませんが、昭和50年前半に私の地域で大きな校区再編問題が起こりました。

そこで、大変貴重な人の命が1人失われたと、こういう現実がございます。その当時、私は地域の代表として行政とかけ合ったんですけども、やはり、今言われているような文科省の理念とかあるいは行政の押しつけだけで地域に押しつけてこられるとやはり大きな問題を残すのではないかな。

そういう意味では、会長、副会長にやはり地域とのいろんなコミュニケーションの取り方、あるいは地域の声を聞いて理解を得るような努力をこの審議会ですべてしていただき

たいなと、このように思いますのでちょっとよろしく願いしておきたい、このように思います。

会長 校区の問題、今、D委員、御指摘ありましたように、極めて具体的で、また子どもたちと同時に保護者、地域ともかかわってくる問題でございます。

現場の御意見を聞かせていただくということにつきまして、また事務局と相談をいたしまして、どのような形でどの時期にということにつきましては、また相談をさせていただきたいと思いますが、御意見を聞かせていただきながら、そういう機会をいずれかの段階で設けておきたいなというふうには思っております。

ほか、御意見いかがでしょうか。

P委員 今般の答申の内容について、方策と具体案ということで、この冊子の方にはきちんと明記されているんですが、実際のところ、今般の本審議会において審議の内容については方策の部分から入られるということなんですが、この答申の中に入っております具体案につきましては、地域住民から反発の起こった事例ということで添付書類、添付という形で添付をさせていただいております。

その辺、委員の皆様方の御存じか御存じでないのか、先ほどの事務局からの説明がまいちちょっとわかりにくかったなというふうな感じがありましたので、具体案につきましては先般の学校教育部会におきまして白紙撤回という形で白紙撤回の方はしております。

ただ、失敗しましたという案について、事例という形で添付をさせていただいておるというふうな認識をお持ちいただければ幸いかなというふうに思います。

あと、もう1点要望なんですけれども、先ほどもちょっと声挙がったんですけれども、やはり現実問題、私も子どもが小学校へ行っておりますが、保護者の声というのが非常にこれから重要になってくるんじゃないかなと。

ただ単純に、机上の数字合わせ、数合わせだけで議論していいというものではないというふうに思いますので、できる限り保護者の声、またはPTAなどから、もし声が挙がるようでしたら取り上げていただけたらなというふうに思います。

要望です。

会長 後段の要望の点につきましては、先ほど、D委員から御指摘のあった点と重なると思います。

方法あるいは時期等、また事務局と相談をさせていただきまして話を伺っていけるような取り組みを考えていきたいと思っております。

前段の具体案がこの答申に盛られている、添付といたしますか、この取り扱い、あるいは本審議会とのかかわりにつきまして、先ほど来の説明でも出ておったかと思いますが、もう一度事務局の方から整理をして考え方をお示し願いたいと思います。

教育指導部長 具体案につきましては、結論から言いますと、白紙撤回というような言葉が使われたんですが、一から議論していくということになると思います。

ただ、議事録等も読んでいただけたらわかると思うんですが、今、P委員さんの方から一つの失敗としての事例としてというようなことも出たんですけれども、そういった意味は、差別事象の生起といった観点からはいえると思うんですけれども、それはそこに至るまで十分時間をかけて前審議会では審議していただいて、一定の審議委員さんの合意のもとで中間案がまとめられたというふうに理解しております。

ですから、そういった意味ではその時点での審議委員さんたちの一番そうなればいいなというような案であったかなというふうに思います。

ただ、それはそれとしまして、今結論から言いますと、一から議論していただくということになっておりますのでよろしく願いいたします。

会長 P委員の方からございました、確認をしていただいたわけでありまして、つまりは最後は線の引き方みたいな議論になってきますと大変微妙でありまして、それが前回のこの審議会の答申でいいますと、かなり何丁目何丁目、国道何号線というふうな書き方をしているけれども、果たしてこれに縛られるのかどうかということの御質問だったと思います。

本文といたしますか、審議会の答申文にもありますように、方策のところまでは前審議会の答申で打ち出されておまして、その方策の具体化につきましては結局まとまらなかったというふうに書かれております。

まとまらなかったから書かんといいたらいいのになという、こういう意見もまたあるかもしれませんが、拘束するものではないが参考ということで、実際に議論されたことは確かだと思いますので、この答申の本文の中に載っているのかなと思います。

そのあたりのこと、つまり方策と具体案は少し性格が違うんだよということとその前段で改めて書かれているのではないかというふうに思います。

先ほど、副会長からも御質問といたしますか確認があったのは、そういう点だと思います。

ですから、一応、きょういただきました3月の審議会の答申には具体案ということで

町名、あるいは路線名が書かれておりますが、第2回以降の議論はこの町名、あるいは路線に縛られずに子どもの最善の利益を考えて議論を始めていくということでお知恵を出していただけたらありがたいかなというふうに思います。

P委員 一定、私と認識の違うところがありましたので、ちょっと私の意見だけ述べさせていただきます。

その校区再編問題について、差別事象が生じたというのはあくまで結果でありまして、実際のところ校区問題については、私どもが出しました中間報告案に保護者の方々から同意していただけなかった、地域の方々から同意していただけなかったというところからくる差別事象というふうな認識を持っていますので、その差別事象があったからというのではなしに、保護者とか地域の同意が得られなかったというところで発言させていただいたということで、私はそういう認識を持っておりますので、意思表示だけ。

会長 御意見として伺っておきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

まだ、本日で終わりではありません。第1回目でございますのであれですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日は第1回目の審議会の立ち上げということで、この体制、このメンバーでということ及び前回の審議会答申を踏まえるということ。さらに、P委員からの御意見ございましたが、しかし差別事象が前回の議論の中で生起していることは確かでありますので、それを承知した上での議論に臨んでいくということ。

そして、最後に、これもP委員からもございましたが、方策までは確認をされておるけれども、具体案については前の文言、提案に縛られることなく議論を深めていきたいと思います。

また、要望としてございました保護者の声といいますか、地域とのコミュニケーションを図ることが大事になってくるという会長、副会長への御要望もございました。会長、副会長だけでいいのかどうかという問題もございしますが、そういった御意見なり要望をお受けしていく方向で、ただし、そのあり方につきましては少し事務局と相談をさせていただきながら、またこういった形ではどうでしょうかということでお諮りしていきたいなというふうに思っております。

特に本日の、今、私が整理をいたしました点におきましてご異議ございませんか。

よろしいようでしたら、次回の審議会の開催につきまして、日程等事務局の方で考えがありましたら御提案、お願いをしたいと思います。

教育総務部長 それでは、次回、第2回目ということになりますが、8月1日火曜日です。会場は総合福祉センター、俗称アイピアというところですが、市役所の海側ですね。市役所から大体150メートルほど海側に下がったところでございます。その1階の大会議室になっております。時間につきましては、同じ3時から5時ということで設定しております。

それと、ちょっと言い残したんですけれども、きょうの資料の中に御意見用紙ということで配付しております。いろいろ気をつかれたこと、きょう、ちょっと言い忘れたこととか、いろいろあればその御意見用紙に書いていただいて、郵送でも結構ですし、そこにe-mailの番号とかいろいろ書いておりますけれども、e-mailでも結構ですし、どしどし活用していただければありがたいと思います。

なお、いただいた御意見等につきましては事務局から会長の方にお渡しするようになっております。

以上です。

会長 それぞれ文書でお知らせいただけますね。わかりました。

それでは、一応、第1回の審議会として予定をしておりました議案事項、一通り終了いたしました。

まだ第1回目で少しふなれなところがございまして、また委員の皆さんの顔とお名前、十分覚えておりませんで失礼な点があったことがありましたらお許し願いたいと思います。

それでは、本日の第1回の審議会、これで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。